

仙台地方裁判所委員会（第13回）議事概要

1 開催日時

平成19年11月13日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

（委員） 阿部友康，阿部則之，石井 達，卯木 誠，大村昌枝，
長田洋子，須藤 力，千葉雄一郎，原 征明，本田紀子，
武藤伸子

（50音順，敬称略）

（庶務） 中脇総務課長，野中総務課課長補佐，平塚総務課庶務係長

（委員以外の出席者）

佐藤彩香裁判官，籠谷刑事首席書記官，川井刑事次席書記官，
近藤事務局長，池田事務局次長

4 議事等（委員長，委員，説明者）

(1) 模擬選任手続及び模擬裁判の実施状況について

[ビデオ上映]

9月に実施した模擬選任手続及び模擬評議のニュース映像（NHK）を上映
10月に実施した模擬選任手続及び模擬裁判のニュース映像（ミヤギテレビ）を上映

[事前説明]

10月に実施した模擬選任手続及び模擬裁判の実施報告

[感想]

参加しやすいための環境整備を進めているところで、「呼出」や「出頭」という言葉を使うのは，国民に与える印象が悪いのではないか。このような言葉を使うのは何か根拠があるのか。変えることはできないものか。

「呼出」，「出頭」という言葉は，法律で決まっている言葉なので，変えることはできない。そのため当庁では，模擬選任手続などで呼出状を送付する際，呼出だと分かるようにしつつ，標題は「裁判員選任手続のお知らせ」とするような工夫を行っている。

(2) 裁判員裁判への国民の参加意欲を高めるための方策

[事前説明]

裁判員制度に参加しやすくするための環境整備に関する取組状況について
[意見交換]

アンケート結果を見ると、裁判員制度が始まることについての理解は得られているものの、その先がうまく理解されていない。裁判が客観的な資料を取りそろえた上で判断していくものであるというあたりから、あまり知られていない。それが心理的不安につながっていると思われるので、その辺の広報も行っていく必要があるのではないかと。

もう一つは、裁判員が関与するような重大な事件では、捜査機関による取調べ状況を最初から最後まで全部録画しておき、要請に応じてお見せできるようにしてもらう必要があるのではないかと。一般国民は、有罪・無罪の判断や量刑を決めることに重い負担を感じており、客観的な証拠を見られる仕組みを整備する必要があろう。

裁判が分かりづらいのではないかと認識は持っており、現在、法曹三者で分かりやすい裁判の実現に向けて努力しているところである。

例えば、供述調書をゆっくりと朗読してもらうことによって、被告人の言い分と異なる点分かり、その後どちらが正しいのかを判断できるというような、分かりやすくするための工夫は行っている。

私のいる職場では、仕事上模擬裁判などにかかわっているのですが、裁判員制度の内容についてもある程度理解しているが、他の部署でどれくらい理解されているかということ、確かに疑問である。広報用DVDの貸出なども行っているが、割合的には利用が少ない。

裁判員制度広報については、随分いろいろなところで取り上げられているが、手続の内容はよく知られていない。

地裁委員ということで、普通の人よりは詳しいと思われる私たちでさえ、模擬選任手続ではこんなことを聴かれるのかといったような、えっと思うことがあるので、なかなか一般市民には理解されていないのではないかと。

10月12日付け産経新聞に「ばらつく量刑」という、模擬裁判での判決内容に幅が出ているという記事が載っている。やはり、新たな文化の創造と言うとおおげさだが、新しい制度が発足し、一般人が入ってくるということで、最初から完全な形での実施は無理であり、もう少し長い目で、実際に体験していきながら育てていく必要があるのではないかと。

ある程度制度については浸透してきたと思う。国民は、いやだいやだと言いつつも、覚悟はできているように思われる。対象が刑事裁判ということで、余計にショックや責任の重さを感じるのであろう。模擬裁判などではもっと軽い事件を取り上げて、数も増やしていったらいいのではないかと。また、実際の裁判で制度実施前に裁判員裁判を行ってみることはできないのか。

検察庁では傍聴席にモニターを入れたりしているが、傍聴席に模擬の裁判体がまるごと入り、実際の事件の審理とは別に模擬評議を行うことは考えられよう。もっとも、それが現行法上許されるのかという問題はある。

先日放送されたドラマで、1年前倒して裁判員裁判を行うというのがあったが、法律の規定がないので、実現は難しい。模擬裁判を数多くやるというのも方策だが、検察庁や弁護士会の協力もいるので、そう簡単に数を増やせるものでもない。

模擬裁判は模擬裁判として、こういう形でやってますよということを広くマスコミから流してもらうことも重要であろう。評議の様子などを自然に理解してもらうためには、テレビドラマのシリーズものなどで取り上げてもらうのがよいのではないか。広報用映画のDVDもあるが、やはり有名な俳優が出演したり、ドラマ自体の内容が面白いものであれば、自然に見てもらいながら理解してもらえらるであろう。ぜひ最高裁にはその辺のところも検討してもらいたい。

模擬裁判の頻度を増やしていくのは基本的には賛成である。実際に制度を動かしていき、そこから課題を拾っていくには有効な手段だと思う。

現在、検察庁では、草の根広報と題して、いろんな会合に職員が出向き、30分なり1時間半くらいまでの限られた時間で、制度説明を行っているが、これを通して感じるのは、制度が始まるという認識は高いが、制度の目的や具体的な選任手続、裁判員の義務等についての理解度はあまり進んでいない。そのため、制度の概要説明で終わってしまい、心理的不安の解消といった具体的な説明を行う時間がない状況である。今後そういった説明会を繰り返し行っていくような形で、説明内容も具体的にしていきたいとは考えている。

実際に模擬裁判をやるとしても、裁判員役がなかなか見つからない。そこで、裁判所では、企業などに出向いて、審理部分のDVDを使用した模擬評議を行うことを考えている。

現在は各論を論じる時期だと思うが、確かに制度そのもののPRはできているが、なぜ国民が制度に関わらなければならないのかという理解がされていない。この制度で一般市民の感覚を裁判に反映させるという建前は分かるが、それだけの役割ではなかなか前向きになれないといったところか。裁判員を経験した人がグループを作り、その経験を活かして犯罪防止の活動を行っていくような形で、将来につなげてもらえればいいのではないか。

検察審査会では、検察審査員を経験した人が、検察審査協会という任意団体を作って活動している例がある。これからできる裁判員制度についても、似たようなシステムができれば有意義かもしれない。

アンケート結果は、ある程度当然の反応ではないか。それを和らげるため、

裁判所には、企業訪問や模擬裁判の実施、あるいは学校教育の現場での説明等でも回数を重ねてほしいと思う。町内会などで取り上げてもらい、家庭や地域の中でも話題にしてもらう工夫も必要ではないか。また、模擬裁判の体験者を組織化し、意見を述べてもらい、話題を広げていくということはどうか。いずれ、制度をどんどんPRして、理解してもらい、あるいは体験してもらうことが大事であり、これが不安解消につながるのではないか。

町内会等には、市民センターを中心として出前講座や上映会を行っており、裁判所としても、要望があれば出かけていきたいと考えている。

広報用映画のDVDを見てもらうというのも一つの方法かと思うが、例えば各家庭にDVDを配布するという方法はいかがなものか。

配布されたDVDのタイトルや時間などを見て、中身を見ようという興味が沸くかどうかであろう。

模擬裁判を実施することも大事だが、制度自体国民が何回も経験するものではないので、やった人が経験談を話していき、やってみてよかったということを広めていくのが重要ではないか。裁判での判断は決して軽いものではなく、実際に選ばれた人の不安感や負担感は、絶対に消えないと思う。しかし、それを体験することによって充実感を味わってもらい、これが広まっていけば、制度がよい方向に動いていくのではないか。

私も模擬裁判に参加したが、確かに負担を感じた。模擬裁判では1度に6人ずつしか体験できないので、これを効果的に広めていくには、マスコミの協力が不可欠であろう。

あとは、国民全員が参加する制度ということで、例えば、選挙の投票の際にパンフレット等を渡すということなどはできないか。自由にお持ち帰りいただくことでいい。DVDなども配れば、家庭でも話してもらえと思う。

現状は投票率が低いので、効果はあまりないのではないか。

DVDをもらっても相当の暇がなければなかなか見ないのではないか。

市政だよりに制度の紹介を掲載したり、新聞の折り込み広告を利用するなどの方法も考えられる。

制度に関する悩みや質問を受け付けるための、まとまった窓口を制度開始前から準備すればよいのではないか。

模擬裁判については、参加者の枠を広げたり、オブザーバーのような形で多数の希望者に入ってもらうことはできないか。

また、サラリーマンの意見としては、きちんと休暇制度が決まっていれば大手を振って参加できる。企業の個別訪問よりも、トップの業界団体や監督官庁などを攻めて、そちらから働きかけてもらうのもよいのではないか。

模擬選任手続で不選任となり模擬裁判に参加できなかった人を対象に、別

途，模擬裁判とは別枠の模擬評議を実施したりはしている。参加人数の枠を広げることについては，今後検討していきたい。

休暇制度については，制度施行後であれば対応できるが，施行前は勘弁してくれと言われることが多い。

呼出には過料の制裁まで入っているのであるから，休暇制度については，国として制度化するなどの方策が必要ではないか。特に零細企業の場合は問題になるであろう。

D V Dを企業などにまとめて送付し，従業員に配布してもらうことはできないか。

会社には業務事項の伝達ルートはあるが，それ以外では難しく，属人的な方法に頼らざるを得ない。

ボランティア活動を行っているような組織に依頼するののも一つの方法ではないか。また，小さな市町村であれば，協力してもらえるかもしれない。

5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成20年3月12日(水)午後1時30分
- (2) 場 所 第5会議室(5階)
- (3) テー マ 「民事訴訟事件及び刑事訴訟事件の迅速化について」